

島根県精神保健福祉協会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この協会は、島根県精神保健福祉協会と称する。

(事務所)

第2条 この協会は、事務所を島根県立心と体の相談センター内におく。
島根県立心と体の相談センターの住所
松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2階

(目的)

第3条 この協会は、県民の精神的健康の保持増進及び精神障がい者の福祉の向上をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 精神保健福祉に関する知識の普及、啓発
- (2) 精神障がい者支援の推進
- (3) 精神保健福祉関係者の知識、技術の向上
- (4) 関係者相互の連絡、協調
- (5) その他この協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員)

第5条 この協会の目的に賛同して入会したものををもって会員とする。

2 会員は、次の2種とする

- (1) 個人会員
- (2) 団体会員

(会費)

第6条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第7条 この協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 常務理事 1人
- (4) 理事 12人
- (5) 監事 1人

(選任)

第8条 理事及び監事は、評議員会において選出する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会において互選する。

(職務)

第9条 会長は、この協会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

3 常務理事は、理事会の議決に基づき会務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

5 監事は、会計及び会務の執行状況を監査する。

(任期)

第10条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び名誉会長)

第11条 この協会に顧問及び名誉会長を置くことができる。

2 顧問及び名誉会長は、会長の求めに応じ、重要事項に関し助言を与えるものとする。

第4章 評議員

(評議員及び定数)

第12条 この協会に評議員を置く。

2 評議員の定数は、40人とする。

(選任)

第13条 評議員は、会員の中から、会長が委嘱する。

(準用規定)

第14条 第10条の規定は、評議員の任期について準用する。

第5章 会 議

(種別)

第15条 この協会の会議は、評議員及び理事会とする。

(評議員会の権能)

第16条 評議員会は、次の事項を議決する。

(1) 規約の変更

(2) 事業計画及び予算

(3) 事業報告及び決算

(4) その他重要な事項

(評議員会の開催及び招集)

第17条 評議員会は、年1回開催するものとし、必要あるときは臨時に開催することができる。

2 評議員会は、会長が招集する。

(理事会の権能)

第18条 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 評議員会に付議すべき事項。

(2) 諸規程の制定及び改廃

(3) その他会長が必要と認めた事項

(理事会の招集)

第19条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。

(会議の議決)

第20条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第21条 この協会の事務を処理するため、事務局を設け必要な職員を置く。

第6章 会 計

(経費の支弁)

第22条 この協会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもって支弁する。

(会計年度)

第23条 この協会の会計年度は、毎年、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附則

この規約は、昭和44年 7月24日から施行する。

昭和59年 6月 7日改正

昭和61年 7月 8日改正

平成 2年 5月30日改正

平成 8年 6月25日改正

平成17年 6月22日改正

平成22年 7月 1日改正

島根県精神保健福祉協会細則

第1条 この協会に入会しようとするものは、別に定める入会申込書を提出しなければならない。

第2条 規約第6条にもとづく会費は、次のとおりとする。

(1) 個人会員年額 1口 1,000 円

(2) 団体会員年額 1口 10,000 円

2 納入した会費は、退会した場合でも返戻しないものとする。